

子ども手当システムによる子ども手当支給事務の処理に関する規則をここに公布する。

平成二十二年四月三十日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第四十三号

子ども手当システムによる子ども手当支給事務の処理に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、子ども手当システムにより子ども手当の支給に係る事務を処理することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において、次の表の上欄に掲げる用語の意義は、それぞれ同表の下欄に定めるところによる。

用語	意義
子ども手当	平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第十六条第一項の表第二号に規定する職員に支給する子ども手当
子ども手当システム	子ども手当の計算、支払、予算執行状況等について一元的に管理を行う電子計算組織
子ども手当管理者	出納局総務事務センター長
予算所掌課長	佐賀県財務規則（平成四年佐賀県規則第三十五号。以下「財務規則」という。）第二条第四号に規定する本庁等の各課の長（警察本部会計課長を除く。）

<p>子ども手当所管課長</p>	<p>一 知事、監査委員、人事委員会、労働委員会、選挙管理委員会、有明海区漁業調整委員会、松浦海区漁業調整委員会及び議会の各事務部局については、経営支援本部職員課長</p> <p>二 教育委員会事務局及び学校を除く教育機関については、教育委員会事務局総務課長</p>
<p>各所属長</p>	<p>財務規則第二条第三号に規定する本庁等の各課、現地機関及び公の施設の長</p>

2 前項に規定するもののほか、この規則において使用する用語は、財務規則において使用する用語の例による。

(子ども手当に係る歳出予算の執行限度額指示)

第三条 予算所掌課長は、子ども手当について配当又は再配当を受けた歳出予算のうち、執行することができる限度額を子ども手当管理者に指示しなければならない。

(子ども手当に係る歳出予算の流用)

第四条 予算所掌課長は、前条の規定により執行することができる限度額を指示した後、当該歳出予算に係る予算の流用について財務規則第三十二条第一項の規定による決定を受けた場合は、子ども手当管理者に執行することができる限度額を新たに指示しなければならない。

(子ども手当の基礎事項の異動通知)

第五条 子ども手当所管課長及び各所属長は、子ども手当支給の基礎となる事項に異動があったときは、速やかに子ども手当管理者に通知しなければならない。

(子ども手当の計算)

第六条 子ども手当管理者は、前条の規定による通知に基づき、子ども手当システムにより子ども手当の支給に必要な計算を行わなければならない。

(子ども手当の支出命令等)

第七条 子ども手当管理者は、前条の規定による計算結果に基づき、子ども手当に係る支出負担行為及び支出命令を行わなければならない。

2 前項の支出命令は、会計年度、会計及び繰越区分に区分して行うものとし、その支出命令書には、別に定める様式の科目別集計表及び口座振替総括表を添えなければならない。

(子ども手当の支出手続)

第八条 子ども手当の支出は、職員から申出があった預金又は貯金の口座に口座振替の方法により行うものとする。この場合において、口座振替先の金融機関は、指定金融機関及び指定金融機関と為替取引のある金融機関とする。

(予算執行状況の通知)

第九条 子ども手当管理者は、子ども手当の支出事務が完了したときは、別に定める様式の子ども手当歳出予算執行状況表により子ども手当に係る歳出予算の執行状況を予算所掌課長に通知しなければならない。

(科目等の更正)

第十条 予算所掌課長は、子ども手当の支出をした後において、支出科目等の誤りを発見したときは、直ちに別に定める様式の科目等更正通知書により子ども手当管理者にその内容を通知しなければならない。

2 子ども手当管理者は、前項の規定による通知があったときは、更正命令の的行を行わなければならない。

(処理の特例)

第十一条 子ども手当管理者は、子ども手当システムによる子ども手当の計算により難しい子ども手当の支出又は返納の必要が生じたときは、子ども手当の

計算を行うとともに、財務規則に規定する例により処理を行わなければならない。

(補則)

第十二条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、平成二十二年五月に支給する子ども手当から適用する。